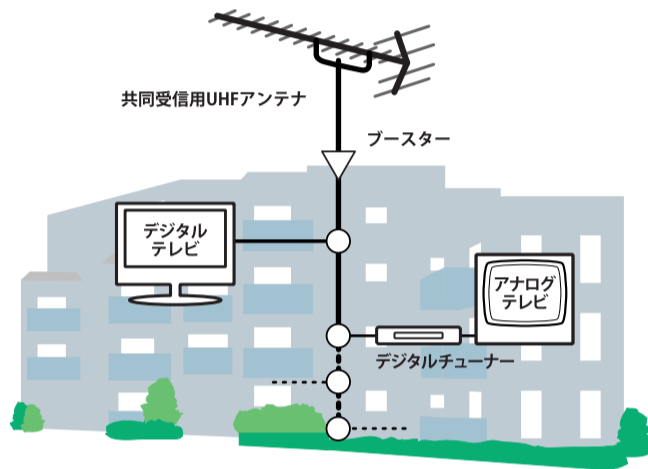


今までのテレビ放送(アナログ放送)は2011年7月24日までに終了し、デジタル放送に移行します。
それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、
そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。



マンションなどの集合住宅にお住まいのみなさんへ 地デジ受信の準備はお済みですか？

マンションなどの集合住宅での地デジ受信は、ビル単位での共同受信が一般的です。
共同受信設備のデジタル化(アンテナの交換、ブースターの取り付け、配線の改修など)が必要な場合がありますので、
建物の所有者または管理組合にご相談の上、お早めにご準備ください。



●ビル共同受信の場合

- 現在の共同アンテナが VHF アンテナの場合は、新たに UHF アンテナの取り付けが必要です。
- すでに UHF アンテナをご使用の場合、通常はそのままお使いになれますが、追加・交換や調整(有料)が必要となる場合もあります。
- 設備によってはブースターなどの取り付け、配線の改修などが必要な場合があります。

※地デジを見るためには、地デジ対応テレビまたはデジタルチューナーなどの受信機が必要です。
※デジタル放送用 UHF アンテナの設置・工事・費用に関しては、施設の保守業者にお問い合わせ下さい。

●なお、アンテナの代わりにケーブルテレビを利用することもできます。(有料)

ケーブルテレビは、テレビ局からの放送を受信し、ケーブルを通して、戸建てや集合住宅などに配信しています。地デジ放送サービスを行っているケーブルテレビに加入して地デジを見ることができます。

ケーブルテレビの利用には通常は加入契約料、月額利用料などの費用がかかります。

※ケーブルテレビ会社によって、また、契約内容によって料金は変わります。
※お使いの受信機によって画質などは異なります。
※詳しくは、お近くのケーブルテレビ会社にお問い合わせ下さい。

- ビル陰の都市受信障害対策共同受信の場合：地デジに変わると受信障害が解消されることがあります。受信障害が解消された場合は、個別に UHF アンテナを取り付けて地デジを見ていただくことになります。受信障害が解消されず、引き続き共同受信で見える場合は、UHF アンテナを新たに付けるなどの共同受信設備の改修工事が必要になる場合があります。具体的な改修予定や経費負担については保守・管理業者や受信障害の原因である建物などの所有者にご相談下さい。
- 難視聴解消共同受信の場合：施設の改修が必要になります。詳しくは、保守・管理業者にお問い合わせ下さい。

共同受信施設での受信のご相談は下記までお問い合わせ下さい。(平日 9:30~17:00)
(社)日本CATV技術協会 ☎:0120-774-673

お客様相談窓口(平日 9:30~17:00)
(社)日本ケーブルテレビ連盟 ☎:03-3490-3830

総務省 おたずねください地デジのこと
☎:0570-07-0101
地デジコールセンターナビダイヤル・平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00
*IP電話など、ナビダイヤルがつかない方は ☎:03-4334-1111



お調べくださいデジタル放送のこと
Dpa <http://www.dpa.or.jp/>
社団法人デジタル放送推進協会

悪質商法にご注意ください。

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり、工事の勧誘を行う例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意下さい。